

「佐賀市住宅リフォーム緊急助成事業」の申請を受け付けています

助成内容や要件については平成23年度と変わりません。
 ※申請時に未着工の工事に限りません。
 ※既にこの事業による補助金の交付（交付決定を含む）を受けた住宅のリフォーム工事は、申請できません

- 対象者 市内居住者
- 対象住宅 ①および②の両方の条件を満たす住宅が対象です。
- ①自らが居住し、かつ所有する（居住者の配偶者または子、居住者および配偶者の親等が所有する場合も含む）住宅。
- ②佐賀市内にある延べ床面積が50㎡以上の専用住宅、および居住のための部分の床面積が50㎡以上かつ延べ床面積の2分の1以上の併用住宅。

■対象となるリフォーム 県内に居住する個人事業者または本店を有する法人事業者を利用して行う、50万円（消費税および地方消費税を含む）以上のリフォーム工事。

※リフォーム工事とは

- 住宅等の機能や性能を維持・向上させるため、住宅等の全部または一部を修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）などを行う工事。
- 住宅等の一部を増改築する工事（ただし、増築部分のみで独立した住宅の機能があるものを除く）
- 対象住宅と一体となった、公共下水道へ接続するための配管工事や合併浄化槽の設置工事

- ※交付の対象から除かれる工事もありません。くわしくは問い合わせください。
- 助成金額
- ①基本助成額 対象となるリフォーム工事に係る費用の15%（千円未満切捨て）または20万円のいずれか低い額。
- ②加算助成額 加算助成の対象項目ごとに定められた助成額の合計額または20万円のいずれか低い額。
- ※市内事業者を利用する場合は、上乗せ助成もあります。



◎申し込み・問い合わせ

本庁 建築住宅課
 リフォーム助成事業担当

☎40-7168 FAX40-7392

市内中小規模事業者の省エネ設備等の導入に補助を行います

佐賀市では、市内の事業所などにおける地球温暖化対策を推進するため、中小規模事業者を対象に既存建築物に対する省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の導入に必要な経費の一部を助成します。

■対象事業

市内に所在する事業所において、既存の設備を省エネルギー設備に改修する事業や太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置。

■対象経費

未着手の省エネルギー設備および太陽光発電システム等の設置に係る費用で、設計費、本体工事費、付帯工事費、機械器具費、測量費および試験費。

■補助率および補助限度額

- (1) 補助率 補助対象経費（消費税および地方消費税を除く）の3分の1以内
- (2) 補助限度額 1件あたり100万円を上限（注1）
- (3) 採択予定件数 予算額1,000万円の範囲内（注1）1,000円未満に端数が生じた場合は、切り捨てた額とする。

■対象要件

- 対象設備を導入すること。
- 工事施工業者が佐賀市内に主たる事務所を有する事業者であること。
- 平成25年2月28日までに工事を完了すること
- 補助対象事業に係る経費が、30万円以上の事業であること。
- 補助対象事業に関し、本市の他の補助金等を受けていないこと、または受ける予定がないこと。
- 既に本事業の交付申請を行っていないこと。

■受付期間 6月1日（金）～7月2日（月）

※補助の条件、申請に必要な書類等、くわしくは市のホームページで確認ください。



◎問い合わせ

本庁 環境課 環境都市宣言係

☎40-7202 FAX26-5901

飼い猫は完全室内飼いに努めましょう

近年、飼い猫によるフン尿等の苦情が増えてきています。猫を家の外に出している人は、近所に迷惑をかけているかもしれません。猫はできるだけ完全室内飼い（部屋の中だけで飼うこと）をしましょう。

完全室内飼いは、周囲に迷惑をかけないだけでなく、ほかの猫との接触による病気やノミの感染、交通事故などから猫を守るなどのメリットがあります。

※新しく猫を飼う場合は、最初から完全室内飼いをすれば、楽に慣れさせることができます。

※不妊去勢手術をすることで、室内で飼いやしくなります。

地域猫活動団体を募集します

市では、野良猫の不妊去勢手術費用の助成を行っています。くわしくは問い合わせください。

■対象

地域猫活動に取り組む自治会または3人以上のグループ

■助成額

- ・自治会 オス10,000円 メス20,000円
- ・グループ オス5,000円 メス10,000円

■申込方法 活動計画書や活動者名簿等の提出が必要です。

■新規団体募集期間 6月1日（金）～8月31日（金）

※予算に達すると見込まれた時点で受付終了。

手術済みの目印として、耳先カットを行います。



◎地域猫活動…地域に住みついた野良猫に不妊去勢手術をしたうえで、ルールに沿ったエサやり、トイレの管理などを行い、野良猫の数と野良猫による被害の減少を目指す活動です。



飼い猫への不妊去勢手術費用も助成します

市では飼い猫の適正飼育の普及を図るため、飼い猫の不妊去勢手術費用の助成を行います。

■助成対象 市内で飼養されている猫の不妊手術および去勢手術

■助成を受けられる人 市内に住所を有する人（飼い主）

■助成額 オス2,000円・メス4,000円

■申込方法 手術の前に、「助成金交付申請書」および「暴力団排除にかかる誓約書」を持参または郵送で提出ください。

※申請用紙は、本庁、各支所の環境課（三瀬支所は市民サービス課）に用意しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

■募集期間および募集頭数

6月1日（金）～15日（金）※当日消印有効

60匹分（1人2匹まで）

※応募多数の場合は、抽選を行います。

※助成の可否は、募集期間終了後、通知します。

※助成決定後、8月末日までに、市内の動物病院で手術を受けてください。

■その他

- ・手術は、生後6カ月ぐらいから受けることができます。くわしくは獣医師に相談ください。
- ・猫は年に2～3回出産し、生まれた子猫も生後半年ほどで出産ができるようになります。繁殖を望まない場合は、必ず手術をしてください。
- ・不妊去勢手術は、さまざまな病気を予防したり、オス猫のマーキング行為を軽減する効果もあります。室内飼育をするためにも必要です。



◎申し込み・問い合わせ

本庁 環境課 生活環境係(6階)

☎40-7200 FAX26-5901

自治公民館建設事業補助金の受付を開始します

自治公民館の建設事業（500万円以上の新築・増改築および既設建物の購入）に対して、事業費の2割（上限300万円）を予算の範囲内で交付しています。（ただし、交付条件がありますので、くわしくは問い合わせください）

平成25年度に建設等を計画し、補助金交付を希望する自治会は、所定の書類（各課備付）を提出ください。

■提出書類 自治公民館建設計画書

■提出期限 8月31日（金）



◎申し込み・問い合わせ

佐賀市教育委員会 社会教育課(大財別館)

☎40-7366 FAX26-7378

または各支所の出張所 教育課

建物の耐震診断を支援します 住宅・建築物耐震診断費補助の案内

耐震診断費補助

■対象建築物（以下の①～③を全て満たすもの）

- ①昭和56年5月以前に建築された建物
- ②建築基準法に適合しているもの
- ③住宅、共同住宅等

■対象者 建物の所有者、マンション管理組合等

補助金の額

診断費用の3分の2の額を補助（ただし、面積等による限度額がありますので、事前に確認ください）

※この制度を利用いただくには、必ず事前相談をお願いします。手続きを行う前に耐震診断を行った場合は補助の対象となりません。



◎問い合わせ

本庁 建築指導課(4階)

☎40-7170 FAX40-7392

